

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 「また、研究費の不正使用防止のための取組については、雇用研究者の適切な勤務・出張管理の手続きについて、ルール・体制の整備・明確化がなされていないことから、早急な対応が求められる。」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい</p> <p>【理由】 新潟大学においては、研究費の不正使用防止のための取組のうち「雇用研究者の適切な勤務・出張管理の手続きについてのルールの整備・明確化」については、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議。以下「指針」という。）の策定前に整備済みであるため。 具体的には、新潟大学会計規則及び新潟大学科学研究費補助金等取扱規程等（いずれも提出済み）により統一的ルールを規程化し、平成18年7月には研究費の使用ルールや事務手続きをわかりやすくまとめた「会計ハンドブック」（別紙参照）を作成して教職員に配付しているところ。これらの内容は、指針において求められている内容を包含しているものである。 なお、指針の策定を契機として、雇用</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p> <p>なお、正確な評価に支障を来すため、今後、実績報告書等の作成に当たっては、実施状況内容の明示性や正確性を高めるなど、十分留意することが求められる。</p> <p>【理由】 事実関係に即した修正。</p>

研究者の適切な勤務・出張管理の手続きをより厳格化するため、平成20年9月実施予定で規程改正を検討中であり、平成20年7月9日付け本学回答において「平成20年9月実施予定」としているのは、この厳格化する規程の実施予定日を記載したものである。

以上の理由から再考願いたい。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (4) その他業務運営に関する重要事項</p> <p>【原文】 ①「平成19年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。 ○ 研究費の不正使用防止のための取組のうち、雇用研究者の適切な勤務・出張管理の手続きについてのルールを整備・明確化がなされていないことから、早急な対応が求められる。」</p> <p>②「<u>【評定】中期目標・中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる</u> (理由) 年度計画の記載22事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められるが、<u>研究費の不正使用防止のための体制・ルールの整備が十分ではないこと等を総合的に勘案したことによる。</u>」</p> <p>【申立内容】 ①削除願いたい ②【修正文案】 のとおり変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「<u>【評定】中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる</u> (理由) 年度計画の記載22事項すべてが「年度計画を上回って実施してい</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p> <p>【理由】 事実関係に即した修正。</p> <p>以上の修正に基づき、「その他業務運営に関する重要事項」に、下記の注目事項を追加する。 『○ 研究費の不正使用防止のため、「研究費等の管理・運営に関する基本方針」及び「研究費等の不正使用に関する取扱規程」の制定を行い、教職員の意識向上及び研究費等の管理運営体制の整備充実を図っている。』</p>

る」又は「年度計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。」

【理由】

「1 全体評価」に関する申立について述べた理由と同様であり，再考願いたい。